

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権(以下、インカレと略す)実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技(以下、スプリントと略す)の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

1. 競技者数は、男子 60 名、女子 30 名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する(地区学連枠)。
2. 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規則第4条1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る(前年度個人実績枠)。
3. 対象地区学連に在籍し、日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技部門のエントリー締切日2週間前での学生内の日本ランキング12位以内の者は、日本学生オリエンテーリング連盟の技術委員会に対して選手権への出場を希望する推薦書を提出することができる。技術委員会が推薦者を承認することで選手権の出場資格を得る。対象地区学連とは、各地区学連の上記基準ランキングを満たす選手人数が地区学連枠と前年度個人実績枠を合計した人数より多い地区学連のことを示す。
4. 第2条第3項は2023年度限りの特例措置とする。

第3条 競技者数配分方法(男子)

1. まず、12 名を各地区学連に2名ずつ配分する。
2. 残る48 名について、前年度男子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
$$(\text{当該地区学連前年度 30 位以内の人数}) / (\text{前年度 30 位以内の総人数}) \times 48$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、48 名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第4条 競技者数配分方法(女子)

1. まず、6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
2. 残る24名について、前年度女子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
$$(\text{当該地区学連前年度 15 位以内の人数}) / (\text{前年度 15 位以内の総人数}) \times 24$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、24 名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第5条 地区学連内での選出方法

1. 各地区学連内での競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
2. 第2条2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

第6条 欠員

1. 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する
2. 第2条2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

1. 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は、2015年4月1日より施行する。
2. 本規則は、2023年5月2日より改正施行する。

2015年 4月 1日 制定

2021年 9月19日 改正

2023年 5月 2日 改正